

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 向日市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.5%
全職員	77.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・副部長相当職	94.7%
課長相当職	96.5%
副課長相当職	102.3%
係長相当職	96.7%

3 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年～	84.4%
31～35年	92.9%
26～30年	95.2%
21～25年	87.6%
16～20年	85.3%
11～15年	78.7%
6～10年	83.7%
1～5年	85.6%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

男性の給与に対する女性の給与の割合が低いことについて、次の理由が挙げられる。

- ・ 職員数は女性の方が多く、特に若年層の女性比率が高い。
- ・ 部分休業等の取得率について、女性比率が高い。
- ・ 世帯主や住居の契約者が男性の比率が高く、扶養手当・児童手当・住居手当などについては、男性の受給割合が特に高い。
- ・ 職員構成において、女性は相対的に給与水準が低い短時間勤務職員や会計年度任用職員の割合が高い